

## <「ICキャッシュカードによる指静脈認証キーレス貸金庫規定」の制定について>

平成30年1月15日に新築移転開店となる幕張支店で新たに導入される「キーレス貸金庫」の規定を下記のとおり制定いたします。

### ICキャッシュカードによる指静脈認証キーレス貸金庫規定

#### **第1条（ICキャッシュカードによる指静脈認証キーレス貸金庫とは）**

ICキャッシュカードによる指静脈認証キーレス貸金庫（以降「キーレス貸金庫」という）とは、利用者が貸金庫の開閉に鍵の使用を必要とせず、ICキャッシュカードに登録されている指静脈情報を用いて本人確認を行うことで利用できる貸金庫のことをいいます。

#### **第2条（鍵の取扱い）**

キーレス貸金庫に付属する2本の鍵は、当行立会いのうえ、借主の届出の印章により封印し、当行が保管します。

#### **第3条（貸金庫のご利用カードおよび印章の喪失時の取扱い）**

- (1) 貸金庫のご利用カードとして登録したICキャッシュカードを喪失した場合は当行所定の手続きによりICキャッシュカードの再発行を行い、貸金庫のご利用カードとして再度登録をしてください。
- (2) 届出の印章を喪失した場合は当行所定の手続きにより新たな印章を届出てください。

#### **第4条（解約等）**

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫のご利用カードとして登録したICキャッシュカードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえで貸金庫をただちに明渡してください。なお、貸金庫のご利用カードとして登録したICキャッシュカードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか前条に準じて取扱います。
- (2) その他の事項は自動貸金庫規定第11条（解約等）の2項以降に準じて取扱います。

#### **第5条（取扱店の範囲）**

キーレス貸金庫のご利用は、当行所定の店舗のみで取扱っております。取扱店の詳細はお取引店にお問合せください。

#### **第6条（規定の適用）**

本規定に定めのないその他の事項については、自動貸金庫規定、貸金庫（保護函）規定、指静脈認証貸金庫規定、スーパーカード規定、キャッシュカード規定、及びICキャッシュカードによる指静脈認証貸金庫規定（総称して「原規定」という）により取扱います。

#### **第7条（規定の改定）**

本規定は店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

以上